

行

(エプソングループの社名)

製品に含まれる化学物質に対する取り組みについて〔同意書〕

〔会社名〕

〔部門名〕

〔代表者〕

印

当社は、セイコーエプソングループに納入する製品に含まれる化学物質に対する取り組みについて下記事項のとおりお約束します。

記

第1条 (定義)

1. 本文において使用する用語を次に定めます。

- (1) 「セイコーエプソングループ」とは、セイコーエプソン株式会社及びその子会社（総議決権の過半数を所有している会社）をいいます。
- (2) 「法規制」とは、国や地域、監督官庁等が定める関係法令、法的規制および指導等をいいます。
- (3) 「納入生産材」とは、製品、半製品、部品、原材料等の物品で、当社がセイコーエプソングループに納入する物品をいいます。
- (4) 「生産材グリーン購入基準書」とは、別途セイコーエプソングループから当社に提示されるセイコーエプソングループが定める納入生産材の化学物質に関する要求基準書をいいます。
- (5) 「製品含有禁止化学物質」とは、「生産材グリーン購入基準書」に記載された、セイコーエプソングループまたは法規制で納入生産材への含有を禁止する化学物質をいいます。
- (6) 「製品含有全廃化学物質」とは、「生産材グリーン購入基準書」で指示する、期限を経過し即時禁止になった物質、時期を定めて含有を禁止する物質をいいます。
- (7) 「製造工程使用禁止化学物質」とは、「生産材グリーン購入基準書」で指示する、セイコーエプソングループまたは法規制で製造工程使用を禁止する化学物質をいいます。

第2条 (禁止化学物質)

1. 当社は、化学物質の含有禁止、含有制限に関する各国・地域の法規制の遵守に努め、納入生産材において製品含有禁止化学物質を含有していないことを保証します。また、セイコーエプソングループが別途指示する場合はこれに従います。
2. 当社は、「生産材グリーン購入基準書」に定める期日以降、納入生産材において製品含有全廃化学物質を含有していないことを保証します。また、セイコーエプソングループが別途指示する場合はこれに従います。
3. 当社は、納入生産材の製造工程においてセイコーエプソングループが定める製造工程使用禁止化学物質を使用していないことを保証します。
4. 当社は、本条各項の規定につき遵守することが困難と判断する場合には、直ちにセイコーエプソングループにその旨を通知し、その対応につき協議いたします。

第3条 (基準書の遵守)

1. 当社は、「生産材グリーン購入基準書」の主旨を理解し、その内容を遵守するとともに、これに基づく管理活動を推進します。

第4条 (管理状況の確認)

1. 当社は、セイコーエプソングループが製品含有化学物質管理に関して指示する、報告書等の書面、納入生産材サンプル、測定データをセイコーエプソングループに提出します。
2. 当社は、事前に通知いただくこと及び当社の承諾があることを条件に、セイコーエプソングループ及び

セイコーエプソングループが指定する第三者による当社の事業所、工場、倉庫、または事務所等への立ち入り監査を受け入れます。但し、当社は、合理的な理由なしに本項に定める当社に対する立ち入り監査を拒絶しないものとします。

3. 当社は、当社の仕入先における製品含有化学物質管理の徹底を推進することとし、当該仕入先の監査または調査等を定期的実施します。
4. 当社は、事前に通知いただくこと及び当社の承諾があることを条件に、セイコーエプソングループ及びセイコーエプソングループが指定する第三者による当社の仕入先または二次以降の仕入先の事業所、工場、倉庫、または事務所等への立ち入り監査の実施に協力します。但し、当社は、合理的な理由なしに本項に定める当社の仕入先または二次以降の仕入先に対する立ち入り監査の実施に協力することを拒絶しないものとします。

第5条 (変更の通知義務)

1. 当社は、セイコーエプソングループへの納入生産材に関わる製造工程ならびに材料等を変更し、生産材の含有物質が変更になる恐れがある場合、「生産材グリーン購入基準書」を十分確認した上で、事前に書面にて変更内容をセイコーエプソングループの納入先担当窓口へ通知します。

第6条 (不適合時の通知)

1. 当社は、納入生産材にセイコーエプソングループが定める製品含有禁止化学物質の含有または含有の恐れがある場合は、速やかにセイコーエプソングループへ通知するものとし、早急に是正措置を取ります。

第7条 (損害賠償)

1. 当社が本書にて同意した事項に違反し、これによりセイコーエプソングループに損害が生じた場合、セイコーエプソングループと協議した上で、その損害を賠償します。

第8条 (基準書の改訂)

1. 当社は、セイコーエプソングループより「生産材グリーン購入基準書」の改訂の通知を受け、当該改訂内容につき承諾した場合には、当該改訂版の「生産材グリーン購入基準書」の内容を遵守いたします。
2. 当社は、「生産材グリーン購入基準書」の改訂の通知を受けた際、当該改訂内容につき承諾できない場合は、当該改訂版の効力発効日までにセイコーエプソングループにその旨通知し、その対応につき誠実に協議するものといたします。
3. 当社が「生産材グリーン購入基準書」の改訂版の効力発効日までに当該改訂内容に関する承諾の可否をセイコーエプソングループに対して回答しない場合には、セイコーエプソングループは、当社が当該改訂版の「生産材グリーン購入基準書」に承諾したものとみなすことができます。但し、セイコーエプソングループが当社に「生産材グリーン購入基準書」の改訂を当該改訂版の効力発効日の30日前までに通知することを条件とします。なお、30日前までに通知されなかった場合には別途セイコーエプソングループと対応を協議いたします。

第9条 (協議)

1. 本同意書に定めのない事項または疑義が生じた場合にはセイコーエプソングループと誠意を持って協議いたします。

以上